

消費税の軽減税率制度の導入

軽減税率制度の概要

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月に、軽減税率制度を導入する。

- 軽減税率の対象品目
 - ・ 酒類及び外食を除く飲食料品
 - ・ 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
- 軽減税率：8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） 標準税率：10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）
- 適格請求書等保存方式の導入
 - ・ 平成33年4月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入する。
 - ・ 適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算のいずれかの方法による。

（適格請求書等保存方式導入までの経過措置）

 - ・ 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。売上・仕入税額の計算の特例を設ける。

（適格請求書等保存方式導入後の経過措置）

 - ・ 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。
- 財政健全化目標を堅持し、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保する。（28改正法に以下を規定）
 - ① 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
 - ② 平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価等を踏まえ、歳入及び歳出の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。
- 軽減税率制度の導入・運用に当たり混乱が生じないように、政府・与党が一体となって万全の準備。（28改正法に以下を規定）
 - ① 必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な導入・運用のための必要な措置を講ずる。
 - ② 適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度導入の簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

对象品目

軽減税率制度の対象品目

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、
外食等を除く）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

持帰りのための容器に入れ、又は
包装を施して行う飲食料品の譲渡

外食

- ① 事業者が顧客に飲食させようと考えている飲食設備（テーブル、椅子、カウンター等）のある場所において
- ② 顧客に飲食させるサービス

ケータリング・出張料理等

顧客が指定した場所で、
顧客に飲食させるサービス

有料老人ホームでの
飲食料品の提供・
学校給食など

飲食料品
（食品表示法に規定する食品）

医薬品
医薬部外品等

一体資産

【一体資産の取扱い】

- 例えば、おもちゃ付のおかしや紅茶とティーカップの詰め合わせ等、軽減税率の対象である食品が、あらかじめ他の資産と一体として販売される場合は、一体資産の販売価格（税抜）が1万円以下のもので、その価額のうち食品に係る価額が2/3以上を占めているときに限り、その全体が軽減税率の対象となる（一体資産全体の価格のみが提示されている場合に限る）。

「外食」等の範囲

軽減税率制度の適用対象外となる「外食」等は、以下のもの。

- ①事業者が顧客に飲食させようと考えている飲食設備（テーブル、椅子、カウンター等）のある場所において（場所要件）、②顧客に飲食させるサービス（サービス要件）（持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う飲食料品の譲渡は含まない）（「外食」）
- 顧客が指定した場所で、顧客に飲食させるサービス（「ケータリング・出張料理等」）。
ただし、有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等は、生活を営む場所において他の形態で食事をとることが困難と考えられることから、「ケータリング・出張料理等」から除外する。

軽減税率（「外食」に当たらない）

牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト

そば屋の出前

ピザ屋の宅配

屋台での軽食

（テーブル、椅子等の飲食設備がない場合）

寿司屋の「お土産」

コンビニの弁当・惣菜

（イートイン・コーナーのある場合であっても、持帰りのための容器に入れられるなど持帰りとして販売される場合は「軽減税率」を適用）

（注）店内飲食の場合にも、持ち帰りのための容器や袋に入れるような場合には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りか意思確認するなどして、軽減税率の適用対象となるかを判定。

有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等

標準税率（「外食」に当たる）

1. 外食

牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」

そば屋の「店内飲食」

ピザ屋の「店内飲食」

フードコートでの飲食

寿司屋での「店内飲食」

コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品

（例：トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品
：顧客への意思確認により、イートインコーナーで飲食させるものとして提供された食品）

2. ケータリング・出張料理等

軽減税率対象品目に係る条文

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

九の二 軽減対象課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをいう。

十一の二 軽減対象課税貨物 課税貨物のうち、別表第一の二に掲げるものをいう。

別表第一 (第2条関係)

一 飲食料品(食品表示法(平成25年法律第70号)第2条第1項(定義)に規定する食品(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項(酒類の定義及び種類)に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。)をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号及び別表第一の二において同じ。)の譲渡(次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。)

イ 飲食店業その他の政令で定める事業を営む者が行う食事の提供(テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。)

ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項(届出等)に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。)

二 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞(1週に2回以上発行する新聞に限る。)の定期購読契約(当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。)に基づく譲渡

別表第一の二 (第2条関係)

飲食料品

(注)所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第34条第1項においても同内容が規定されており、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間は、同規定によることとなる。

一体資産に係る条文

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）（抄）

附 則

（29年輕減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置）

第34条 事業者が、平成29年4月1日（以下附則第43条までにおいて「29年適用日」という。）から33年施行日の前日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第52条までにおいて同じ。）のうち次に掲げるもの（以下附則第42条までにおいて「29年輕減対象資産の譲渡等」という。）及び保税地域（同項第2号に規定する保税地域をいう。以下附則第46条までにおいて同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同条までにおいて同じ。）のうち第1号に規定する飲食料品に該当するものに係る消費税の税率は、同法第29条の規定にかかわらず、100分の6.24とする。

一 飲食料品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号において同じ。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）

イ・ロ 省 略

二 省 略

○ 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号）（抄）

附 則

（飲食料品に含まれる資産の範囲）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第34条第1項第1号に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 食品（改正法附則第34条第1項第1号に規定する食品をいう。以下この条において同じ。）と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、当該一の資産に係る価格のみが提示されているものに限る。以下この号において「一体資産」という。）のうち、一体資産の譲渡の対価の額（消費税法第28条第1項に規定する対価の額をいう。）が1万円以下であり、かつ、当該一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上のもの

の

二 省 略

有料老人ホーム等に係る条文

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）（抄）

附 則

（29年轻減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置）

第34条 事業者が、平成29年4月1日（以下附則第43条までにおいて「29年適用日」という。）から33年施行日の前日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第52条までにおいて同じ。）のうち次に掲げるもの（以下附則第42条までにおいて「29年轻減対象資産の譲渡等」という。）及び保税地域（同項第2号に規定する保税地域をいう。以下附則第46条までにおいて同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同条までにおいて同じ。）のうち第1号に規定する飲食料品に該当するものに係る消費税の税率は、同法第29条の規定にかかわらず、100分の6.24とする。

一 飲食料品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号において同じ。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）

イ 省 略

ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。）

二 省 略

○ 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号）（抄）

附 則

（飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等）

第3条 省 略

2 改正法附則第34条第1項第1号ロに規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、同項第1号ロに規定する政令で定める飲食料品の提供は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供（財務大臣の定める基準）に該当する飲食料品の提供に限り、消費税法施行令第14条の2第1項から第3項までの規定により財務大臣が指定する資産の譲渡等を除く。）とする。

一 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホーム（次号に掲げる施設に該当するものを除く。） 当該有料老人ホームを設置し、又は運営する者が、当該有料老人ホームの入居者（財務省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。） に対して行う飲食料品の提供

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第6条第1項に規定する登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅 当該サービス付き高齢者向け住宅を設置し、又は運営する者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供

三 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校の施設 当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全てに対して学校給食（同条第1項に規定する学校給食をいう。第6号において同じ。） として行う飲食料品の提供

四 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第2条に規定する夜間課程を置く高等学校の施設 当該高等学校の設置者が、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒の全てに対して同条に規定する夜間学校給食として行う飲食料品の提供

五 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第2条に規定する特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設 当該特別支援学校の設置者が、その幼児又は生徒の全てに対して同条に規定する学校給食として行う飲食料品の提供

六 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園の施設 当該幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全てに対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供

七 学校教育法第1条に規定する特別支援学校に同法第78条の規定により設置される寄宿舎 当該寄宿舎の設置者が、当該寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

○ 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年財務省令20号）（抄）

附 則

（有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲）

第6条 改正令附則第3条第2項第1号に規定する財務省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 60歳以上の者
- 二 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている60歳未満の者
- 三 前2号のいずれかに該当する者と同居している配偶者（前2号のいずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

○ 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号）附則第3条第2項の規定に基づき、財務大臣の定める基準（平成28年3月財務省告示第100号）（抄）

消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号。以下「改正令」という。）附則第3条第2項（有料老人ホーム等の施設の範囲等）に規定する財務大臣の定める基準は、同項第1号若しくは第2号に掲げる施設を設置し、若しくは運営する者又は同項第3号から第7号までに掲げる施設の設置者（以下「設置者等」という。）が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供（同項各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供をいう。以下同じ。）の対価の額（消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項（課税標準）に規定する対価の額をいう。以下同じ。）が1食につき入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表第一の1(1)に規定する金額（同表第一の1の注により加算する金額を除く。以下「基準額」という。）以下であるもののうち、当該飲食料品の提供の対価の額の累計額が基準額に3を乗じて算出した金額（以下「限度額」という。）に達するまでの飲食料品の提供であることとする。この場合において、設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供のうち、当該累計額の計算の対象となる飲食料品の提供（基準額を超えるものを除く。以下「対象飲食料品の提供」という。）をあらかじめ書面により明らかにしているときは、当該対象飲食料品の提供の対価の額により当該累計額を計算するものとする。

適格請求書等保存方式の導入

適格請求書等保存方式の導入

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成29年4月～)	【適格請求書等保存方式】 (平成33年4月～)
請求書等	<p>○ 請求書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 請求書発行者の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額(税込) 請求書受領者の氏名又は名称 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>〇〇御中</p> <p>11月分 21,600円(税込)</p> <p>11/1~30 牛肉2kg 5,400円</p> <p>合計 21,600円</p> <p>△△(株)</p> </div> <div style="text-align: center;">仕入 → → 売上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書(控)</p> <p>□□御中</p> <p>11月分 43,200円(税込)</p> <p>11/1~30 牛肉2kg 10,800円</p> <p>合計 43,200円</p> <p>〇〇(株)</p> </div> </div>	<p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽減税率の対象品目である旨 税率ごとに合計した対価の額(税込) <p>(注) 請求書の交付を受けた事業者による追記も可</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>〇〇御中</p> <p>11月分 21,800円(税込)</p> <p>11/1 牛肉2kg ※ 5,400円</p> <p>11/8 割りばし4箱 5,500円</p> <p>合計 21,800円</p> <p>(10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円)</p> <p>注※印は軽減税率(8%)適用商品</p> <p>△△(株)</p> </div> <div style="text-align: center;">仕入 → → 売上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書(控)</p> <p>□□御中</p> <p>11月分 43,600円(税込)</p> <p>11/5 牛肉2kg ※ 10,800円</p> <p>11/9 割りばし4箱 6,600円</p> <p>合計 43,600円</p> <p>(10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円)</p> <p>注※印は軽減税率(8%)適用商品</p> <p>〇〇(株)</p> </div> </div>	<p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録番号 税率ごとの消費税額及び適用税率 <p>(注) 「税率ごとに合計した対価の額」は、税抜又は税込</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>〇〇御中</p> <p>11月分 20,000円(本体)</p> <p>11/1 牛肉2kg ※ 5,000円</p> <p>11/8 割りばし4箱 5,000円</p> <p>合計 20,000円</p> <p>消費税 1,800円</p> <p>(10%対象 10,000円) 消費税 1,000円</p> <p>(8%対象 10,000円) 消費税 800円</p> <p>△△(株) 事業者番号 XXX-XXX</p> <p>注※印は軽減税率(8%)適用商品</p> </div> <div style="text-align: center;">仕入 → → 売上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書(控)</p> <p>□□御中</p> <p>11月分 40,000円(本体)</p> <p>11/5 牛肉2kg ※ 10,000円</p> <p>11/9 割りばし4箱 6,000円</p> <p>合計 40,000円</p> <p>消費税 3,600円</p> <p>(10%対象 20,000円) 消費税 2,000円</p> <p>(8%対象 20,000円) 消費税 1,600円</p> <p>〇〇(株) 事業者番号 XXX-XXX</p> <p>注※印は軽減税率(8%)適用商品</p> </div> </div>
	○ 交付義務なし・不正交付の罰則なし	同左	○ 交付義務あり・不正交付の罰則あり
	○ 免税事業者も交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除可	同左	○ 登録を受けた課税事業者のみ交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除不可
			○ 免税事業者からの仕入れについて、 ・ 3年間：80% ・ その後3年間：50% の仕入税額控除可。
税額計算	○ 取引総額からの「割戻し計算」 (例) 43,200円×8/108=3,200円	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 (例) 10%対象：22,000円×10/110=2,000円 + 8%対象：21,600円×8/108=1,600円 3,600円	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 } いずれかの方法に ○ 適格請求書の税額の「積上げ計算」 } よることができる (例) 積上げ計算の場合 2,000円+1,600円=3,600円 ←
			(注) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」
特例	—	○ 売上税額・仕入税額の計算の特例 (みなし計算・簡易課税の事後選択)	—
その他	○ せり売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可 ○ 3万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載で仕入税額控除可 ○ 小売業等が発行する請求書は、記載事項を簡略可(受領者の名称の記載不要)	同左	同左(ただし、3万円未満の取引に係る規定は廃止)

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる（区分記載請求書等保存方式）。

請求書等

- 売り手が発行する請求書の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額（税込）を加える（免税事業者も、区分記載請求書を交付可）。
なお、現行どおり、売り手には区分記載請求書の交付義務・保存義務を課さない。
- 買い手は、区分記載請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れも、仕入税額控除可）。
なお、上記①及び②については、買い手が事実に基づき追記できるものとする。
- 偽りの請求書の交付に対する罰則は設けない。

納付税額の計算方法

- 現行どおり、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」を維持する。

「区分記載請求書」

○ **売上税額の計算方法**

(10%対象) 11,000円 × 10/110 = 1,000円
(8%対象) 10,800円 × 8/108 = 800円
⇒ **売上税額** : 1,000円 + 800円 = 1,800円

売手



交付義務なし
保存義務なし
罰則なし

請求書

〇〇御中
11月分 21,800円（税込）

11/1	牛肉2kg ※	5,400円
11/8	割りばし4箱	5,500円
	⋮	
合計		21,800円

(10%対象 11,000円)
(8%対象 10,800円)

注) ※印は軽減税率(8%)適用商品

買手



○ **仕入税額の計算方法**

(10%対象) 11,000円 × 10/110 = 1,000円
(8%対象) 10,800円 × 8/108 = 800円
⇒ **仕入税額** : 1,000円 + 800円 = 1,800円

売り手が発行した請求書に、
①軽減税率の対象品目である旨と、
②税率ごとに合計した対価の額（税込）
の記載がない場合は、買い手が事実に基づき追記することで、
仕入税額控除の要件を満たすものとする。

(経過措置)

- 売上税額の計算の特例：売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして計算する特例を設ける。
※ 前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の中小事業者については、軽減税率制度の導入から4年間、特例を選択可能。
中小事業者以外についても、軽減税率制度の導入から1年間に限り、同様の特例。
- 仕入税額の計算の特例：仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして計算する特例を設けるほか、簡易課税の事後選択（中小事業者以外については簡易課税の準用・事後選択）を可能とする。
※ 軽減税率制度の導入から1年間の特例。

※ 支払対価が3万円未満の場合や自動販売機から購入する場合、入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が可能。

※ 現行どおり、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

請求書等

- 登録を受けた課税事業者（売り手）に対して、事業者から求められた場合の、適格請求書の交付・保存を義務付ける（課税事業者のみ適格請求書を交付できる）。
 - ※ 適格請求書の記載事項：発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容（軽減税率対象品目である場合にはその旨の記載を含む）、税率ごとに合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率、税率ごとの消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称
 - ※ 不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食業、タクシー業等については、適格請求書の記載事項を簡易なものとする事ができる（適格簡易請求書）。
 - ・「適用税率」及び「適用税率ごとの消費税額等」⇒ 「適用税率」又は「適用税率ごとの消費税額等」
 - ・「交付を受ける事業者の氏名又は名称」⇒ 省略
- 買い手は、適格請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除不可）。
- 偽りの交付行為に対して罰則を設ける。

納付税額の計算方法

- 売上税額、仕入税額の計算は、
 - ・ 「適格請求書」に記載のある消費税額の「積上げ計算」と、
 - ・ 適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」のいずれかの方法による事ができる。
- ただし、売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」（端数処理による益税を防止）。

導入時期 平成33年4月1日から導入（登録は平成31年4月1日から）。

○ 売上税額の計算方法

- 以下のいずれかの方法による
- ✓ 交付した適格請求書に記載した税額を、すべて集計
⇒ 売上税額：1,000円+800円=1,800円
 - ✓ 適用税率ごとの課税売上高の合計額にそれぞれ税率を乗じて計算
(10%対象) 11,000円×10/110=1,000円
(8%対象) 10,800円×8/108=800円
⇒ 売上税額：1,000円+800円=1,800円

(課税事業者)

売手



※ 課税事業者のみ
交付可能

交付義務あり
保存義務あり
罰則あり

「適格請求書」

請求書

〇〇御中

11月分 20,000円 (本体)
消費税 1,800円

11/1 牛肉2kg [※] 5,000円
11/8 割りばし4箱 5,000円
…

合計 20,000円 消費税1,800円
(10%対象 10,000円 消費税1,000円)
(8%対象 10,000円 消費税 800円)

△△株式会社 登録番号XXX-XXX

(注)※印は軽減税率(8%)適用商品

買手



※適用税率ごとの取引総額を計算した上で、税率ごとの消費税額を算出。
(端数処理は、一請求書当たり、税率ごとに一回ずつ。)

○ 仕入税額の計算方法

- 交付を受けた適格請求書に記載された税額をすべて集計
⇒ 仕入税額：1,000円+800円=1,800円
- 適格請求書の保存が仕入税額控除の要件

※適用税率毎の課税仕入れの総額から消費税相当額を割り戻して計算することも可能
(割戻し計算により売上税額を計算する場合に限る)

(経過措置)

- 免税事業者からの仕入れに係る控除の特例：免税事業者からの課税仕入れについては、適格請求書等保存方式の導入後3年間は、仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除ができる。
- ※ 自動販売機から購入する場合や入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、適格請求書の交付を受けることが困難な場合は、現行制度を基本的に維持し、帳簿への記載により仕入税額控除が可能（適格請求書等の保存は不要）。
ただし、3万円未満の課税仕入れについて、請求書等の保存を不要とする規定等は廃止。
- ※ 現行どおり、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

「適格請求書」の発行、仕入税額控除における「適格請求書」等の保存の特例について

※ 現行の売上に関する記帳義務の特例（記載内容の一部省略（売上先の名称））の対象範囲とほぼ同じ

【売上側】

①「適格請求書」の発行が困難な場合として、交付義務が課されない場合

- ・ 3万円未満の公共の鉄道、バス、船舶による旅客の運送
- ・ せり売り等の媒介、取次ぎを行う者を介して行う農水産品の販売
- ・ 農協や漁協において無条件委託方式、かつ、共同計算方式により行う、組合員の生産した農水産品の販売
- ・ 3万円未満の自動販売機による販売
- ・ その他請求書等の交付を行うことが困難な一定の場合

②「適格簡易請求書」の発行が可能な場合

- ・ 小売業、飲食店業、写真業、旅行業
- ・ タクシー業
- ・ 不特定多数の者に対して行う駐車場業
- ・ 上記に準ずるその他不特定多数の者を対象とする一定の営業

※ 現行の請求書等の保存の特例制度の対象範囲と異なる部分は、二重下線部分

【仕入側】

①「適格請求書」又は「適格簡易請求書」以外の書類等（区分記載請求書の記載事項を満たすもの）の保存により仕入税額控除が可能な場合

- ・ 仕入側が作成する仕入明細書、仕入計算書等（「適格請求書」の記載内容と同様の内容が記載され、相手方の確認を受けたものに限る。したがって、免税事業者から仕入れる場合は「登録番号」が記載できないため、記載要件を満たせず、仕入税額控除ができない。）
- ・ せり売り等の媒介、取次を行う者が作成する請求書、納品書等（出荷者に関する記載事項はない（出荷者を特定できないため記載できない）ため、出荷者が免税事業者であっても仕入税額控除可能。）
- ・ 農協や漁協が、無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者等を特定せずに販売を行う場合の、組合が作成する請求書、納品書等（出荷者に関する記載事項はない（出荷者を特定できないため記載できない）ため、出荷者が免税事業者であっても仕入税額控除可能。）

②請求書等の保存がなくても仕入税額控除が可能な場合（帳簿への一定の記帳は必要）

- 請求書等の交付を受けることが困難な場合として次に掲げる場合
 - ・ 3万円未満の公共の鉄道、バス、船舶の運賃
 - ・ 「適格簡易請求書」である入場券等が事後に回収される場合の入場料等
 - ・ 古物営業を行う者が消費者等から古物を買取る場合
 - ・ 質屋営業を行う者が消費者等から質物の所有権を取得する場合
 - ・ 不動産業者が消費者等から建物を購入する場合
 - ・ リサイクル業者が消費者等から再生資源及び再生部品を買取る場合
 - ・ 3万円未満の自動販売機での購入
 - ・ その他請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合

※ 現行の請求書等の保存の特例制度の対象範囲とほぼ同じ。
（現行「3万円未満の課税仕入れ」及び「相手方に請求書等の交付を請求したが、交付を受けられなかった場合」については請求書等の保存を要しないこととされているが、「適格請求書」等の発行義務が課されることを踏まえ、廃止。）

※ 免税事業者等からの仕入れについては、仕入税額控除不可。ただし、インボイス制度導入後3年間は仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除を可能とする。

適格請求書等保存方式について

I 適格請求書等の作成・交付関係

1. 適格請求書等発行事業者の登録制度

「適格請求書発行事業者登録簿」への登載事項：氏名・名称、登録番号、登録年月日等。登載事項はインターネットを通じて公表
「登録番号の桁数等」：最大16桁の範囲で、数字のみ又は数字と英字の組合せとする予定

2. 適格請求書の交付免除

事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な以下の課税資産の譲渡等については、その交付義務が免除される。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送として行われるもの（3万円未満のものに限る）
- ② 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（卸売市場、農業協同組合又は漁業協同組合等）が、委託を受けて行う（農業協同組合又は漁業協同組合等については、無条件委託方式・共同計算方式によるものに限る）農水産品の譲渡等
- ③ 自動販売機により行われるもの（3万円未満のものに限る）
- ④ その他請求書等を交付することが困難な課税資産の譲渡等のうち一定のもの

3. 電子インボイスの保存方法：電子帳簿保存法における保存方法に準じた方法

正当な理由のない訂正削除を防止するため、タイムスタンプを付す等の一定の措置が必要となる（受け手も同様の保存方法）

4. 適格請求書等に記載する消費税額等の計算方法

- ・ 次のいずれかの方法とし、それぞれの方法により算出した金額の一円未満の端数を処理（一請求につき、税率区分ごとにそれぞれ一回）
 - ① 取引の税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に100分の10（軽減税率対象品目については、100分の8）
 - ② 取引の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に110分の10（軽減税率対象品目については、108分の8）

5. その他

- ・ 適格請求書等の記載事項について、税率ごとに請求書等を分けて、交付することも可能（区分記載請求書等保存方式と同じ）
- ・ 例えば、一定期間分の取引について請求書等を作成する場合の請求書と納品書（請求明細書）など、相互の書類の関連が明確であり、受領者側において適格請求書等の交付対象となる取引内容（適格請求書等の記載事項）を正確に認識できる方法で交付されている場合には、相互の書類全体で記載事項を満たすことも可能（区分記載請求書等保存方式と同じ）
（注）この場合、それぞれの書類が、単独で、適格請求書等であると受領者側に誤認されるおそれのある表示がなされないよう、留意する必要

II 売上税額の計算

1. 適格請求書又は適格簡易請求書の写し（電子インボイスの場合を含む）を保存している場合には、これらの書類に記載された消費税額等（上記Ⅰ4.により端数処理した後の金額）を積み上げて課税標準額に対する消費税額を計算することが可能
2. 現行の特例措置である課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（積上げ計算の特例）については、インボイス制度導入の際に上記Ⅰ1.のとおり移行して廃止

Ⅲ 仕入税額控除関係

1. 適格請求書又は適格簡易請求書以外の書類の保存により仕入税額控除ができる場合の当該書類の記載事項

- ・ 仕入れを行った者が作成する仕入明細書、仕入計算書等（相手方の確認を受けたものに限る）
記載事項：適格請求書の記載事項と基本的に同じとし、課税仕入れの相手方の登録番号の記載を必要とする（相手方が免税事業者の場合には、登録番号がないため、記載事項を満たすことはできない）
- ・ 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（卸売市場、農業協同組合又は漁業協同組合等）が、委託を受けて行う（農業協同組合又は漁業協同組合等については、無条件委託方式・共同計算方式によるものに限る）農水産品の譲渡等において作成する書類
記載事項：適格請求書の記載事項のうち、委託者（生産者等）の登録番号の記載は不要とする

2. 帳簿のみの保存により仕入税額控除ができる場合の取引

- ・ 次に掲げる課税仕入れについては、適格請求書又は適格簡易請求書の保存を要せず、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる
 - ① 適格請求書の交付義務が免除される上記Ⅰ 2. ①に掲げる公共交通機関からのもの
 - ② 適格請求書の要件を満たす入場券等が使用の際に回収されるもの
 - ③ 古物営業、質屋、宅地建物取引業、リサイクル業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける一定のもの
 - ④ 自動販売機からのもの（3万円未満のものに限る）
 - ⑤ その他適格請求書等の交付を受けることが困難な一定のもの

Ⅳ 仕入税額の計算

1. 課税仕入れに係る消費税額は原則として適格請求書及び適格簡易請求書に記載された消費税額等を積み上げて計算^(注)する

(注) 上記Ⅲ 2. に掲げられる適格請求書又は適格簡易請求書の保存を要しない課税仕入れについては、次のいずれかの方法により計算

- ・ 仕入税額控除が認められる課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として消費税額等を計算し、1円未満の端数につき税率の異なるごとに当該端数を切捨て又は四捨五入により処理する場合には、当該消費税額等の積上げ計算
- ・ 仕入税額控除が認められる課税仕入れについて、帳簿に記載された当該課税仕入れに係る支払対価の額から割り返して計算

2. 売上げに係る税額の計算につき、上記Ⅱ 1. の適用を受けない場合（総額割返し計算の場合）は、仕入控除税額も総額割返し計算が可能

Ⅴ その他

・ 税率が区分されていない取引に係る課税標準、値引き、返品、割戻しの計算

区分記載請求書等保存方式の下と同様、取引の内容に応じ、税率の異なるごとに合理的に区分。合理的に区分されていないときは、取引の総額に占める軽減税率対象取引の割合により按分

(注) 上記の内容については、今後政令等において明確化。なお、適格請求書等保存方式に関する政令等については、事業者の準備状況等を検証しつつ、整備していく予定

税額計算の特例等

現金商売の八百屋や地方の商店などを想定

売上税額の計算の特例

「区分記載請求書等保存方式」段階における税額計算の特例

自社又は取引先のシステム整備が間に合わない場合も想定

- **売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者**が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして税額を計算する特例を設ける。
- 前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の中小事業者については、軽減税率制度の導入から4年間、以下の特例を選択することが可能。
- **中小事業者以外**についても、軽減税率制度の導入から**1年間に限り**、同様の特例。

① 仕入れを管理できる
卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は、
 - ・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と、
 - ・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は、概ね一致

実態と大きく乖離しないよう一定の実績から推計

$$\text{軽減税率売上割合} = \frac{\text{軽減税率対象品目の売上げのための仕入れ額}}{\text{仕入総額}}$$

② ①以外の事業者

- ✓ 仕入れた商品を加工して販売する場合は、①の方法は不適切
- ✓ 仕入れの区分経理が行えない事業者は、①を使えない

$$\text{軽減税率売上割合} = \frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$$

③ ①・②の計算が困難な事業者

- ✓ 仕入れの管理も、10日間の売上げの管理もできない場合は①・②いずれの方法でも売上税額の計算ができない

最低の水準で益税目的の活用を防止

$$\text{軽減税率売上割合} = \frac{50}{100}$$



仕入れの管理ができれば、売上税額の計算が可能

(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象



通常の連続した10日間の売上げの管理ができれば、売上税額の計算が可能



売上げや仕入れの管理ができない場合の、売上税額の計算方法を規定

(注) **主に軽減税率対象品目を販売する事業者**が対象

仕入税額の計算の特例

「区分記載請求書等保存方式」
段階における税額計算の特例

現金商売の八百屋
や地方の商店な
ど、また自社又は
取引先のシステム
整備が間に合わな
い場合も想定

- **仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者**が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額を計算する特例等を設ける。
- 軽減税率制度の**導入から1年間**、以下の特例を選択することが可能。

① 売上げを管理できる
卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は
 - ・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と
 - ・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は概ね一致

実態と大きく乖離しない
よう一定の実績から推計

軽減税率仕入割合

$$\text{軽減税率仕入割合} = \frac{\text{軽減税率対象品目の売上額}}{\text{売上総額}}$$



売上げの管理ができれば、
仕入税額の計算が可能

② ①の計算が困難な事業者

- ✓ ①の方法では仕入税額の計算ができない事業者であっても、

- 前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の中小事業者について、事後選択により、簡易課税制度の適用を受けられることとする。

- ※ 原則は、課税期間の開始前に選択
- ※ **中小事業者以外についても、同様の特例**

一般に大企業ほど課税仕入れ率は高く、
中小企業の平均水準の簡易課税制度は
大企業には厳しい



売上げや仕入れの管理ができない場合は、
簡易課税制度の方法により仕入税額を計算

(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

税額計算の特例に係る条文

【売上税額の計算の特例】

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）（抄）

附 則

（29年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置）

第38条 29年輕減対象資産の譲渡等（消費税法第7条第1項、第5条の規定（同条中同法第8条の改正規定に限る。以下この項及び附則第52条第1項において同じ。）による改正後の同法第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下附則第42条までにおいて同じ。）を行う事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下附則第43条までにおいて同じ。）が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第44条までにおいて同じ。）が5千万円以下である課税期間（同法第19条第1項に規定する課税期間をいい、同条第2項又は第4項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。以下附則第49条までにおいて同じ。）（28年新消費税法第37条第1項に規定する分割等に係る課税期間を除く。次項において同じ。）のうち29年適用日から33年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。）中に国内において行った課税資産の譲渡等（消費税法第7条第1項、第5条の規定による改正後の同法第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下この項、次項第1号及び附則第41条第2項第1号において「24年消費税法改正法」という。）附則第16条第1項において読み替えて準用する24年消費税法改正法附則第5条第1項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等その他の政令で定める課税資産の譲渡等を除く。以下附則第42条までにおいて同じ。）の税込価額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。以下同条までにおいて同じ。）を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、当該税込価額の合計額に軽減売上割合（第1号に掲げる金額のうちに第2号に掲げる金額の占める割合をいう。第5項及び第6項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込売上額」という。）に108分の100を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における29年輕減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象税込売上額を控除した残額に110分の100を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税資産の譲渡等（29年輕減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 当該適用対象期間における通常の事業を行う連続する10営業日（当該適用対象期間に通常の事業を行う連続する10営業日がない場合には、当該適用対象期間）中に国内において行った課税資産の譲渡等の税込価額の合計額

二 前号に掲げる金額のうち、29年輕減対象資産の譲渡等に係る部分の金額

2 29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が5千万円以下である課税期間であって28年新消費税法第37条第1項の規定の適用を受けない課税期間のうち29年適用日から33年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。）中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等軽減仕入割合（第1号に掲げる金額のうち第2号に掲げる金額の占める割合をいう。第5項及び第6項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象小売等税込売上額」という。）に108分の100を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る29年輕減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象小売等税込売上額を控除した残額に110分の100を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等（29年輕減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 当該適用対象期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額（消費税法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下附則第43条までにおいて同じ。）、特定課税仕入れに係る支払対価の額（同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額をいう。附則第41条第2項第1号において同じ。）に100分の110（24年消費税法改正法附則第16条第1項において読み替えて準用する24年消費税法改正法附則第5条第2項、第8条第1項又は第14条第1項の規定の適用を受ける特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。同号及び附則第44条第4項において同じ。）である場合には、100分の108）を乗じて計算した金額及び当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下附則第43条までにおいて同じ。）に係る消費税の課税標準に当該課税貨物に課された又は課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）を加算した金額（以下同条までにおいて「課税貨物に係る税込引取価額」という。）のうち、卸売業及び小売業にのみ要するものの金額の合計額

二 前号に掲げる金額のうち、29年輕減対象資産の譲渡等にのみ要するものの金額

3 省 略

4 第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする事業者（主として29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者に限る。）が、第1項の軽減売上割合又は第2項の小売等軽減仕入割合の計算につき困難な事情があるときは、100分の50を当該軽減売上割合又は当該小売等軽減仕入割合とみなして、これらの規定を適用することができる。

5～7 省 略

(29年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者以外の事業者の課税標準の計算等に関する経過措置)

第41条 29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が5千万円を超える課税期間（28年新消費税法第37条第1項に規定する分割等に係る課税期間を含む。）のうち29年適用日から29年適用日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいう。以下附則第43条までにおいて同じ。）中に国内において行った課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、当該税込価額の合計額に軽減売上割合（第1号に掲げる金額のうち第2号に掲げる金額の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込売上額」という。）に108分の100を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における29年輕減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象税込売上額を控除した残額に110分の100を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税資産の譲渡等（29年輕減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 当該適用対象期間における通常¹の事業を行う連続する10営業日（当該適用対象期間に通常¹の事業を行う連続する10営業日がない場合には、当該適用対象期間）中に国内において行った課税資産の譲渡等の税込価額の合計額

二 前号に掲げる金額のうち、29年輕減対象資産の譲渡等に係る部分の金額

2 29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等軽減仕入割合（第1号に掲げる金額のうち第2号に掲げる金額の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象小売等税込売上額」という。）に108分の100を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る29年輕減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象小売等税込売上額を控除した残額に110分の100を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等（29年輕減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 当該適用対象期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額、特定課税仕入れに係る支払対価の額に100分の110（24年消費税法改正法附則第16条第1項において読み替えて準用する24年消費税法改正法附則第5条第2項、第8条第1項又は第14条第1項の規定の適用を受ける特定課税仕入れである場合には、100分の108）を乗じて計算した金額及び当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額のうち、卸売業及び小売業にのみ要するものの金額の合計額

二 前号に掲げる金額のうち、29年輕減対象資産の譲渡等にのみ要するものの金額

3 第1項又は前項の規定の適用を受けようとする事業者（主として29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者に限る。）が、第1項の軽減売上割合又は前項の小売等軽減仕入割合の計算につき困難な事情があるときは、100分の50を当該軽減売上割合又は当該小売等軽減仕

入割合とみなして、これらの規定を適用することができる。

4～5 省 略

【仕入税額の計算の特例】

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置)

第39条 29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が5千万円以下である課税期間（28年新消費税法第37条第1項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち29年適用日から29年適用日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいう。次項において同じ。）中に国内において行った卸売業（前条第2項に規定する卸売業をいう。以下附則第42条までにおいて同じ。）及び小売業（同項に規定する小売業をいう。以下同条までにおいて同じ。）に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、消費税法第30条第1項の規定にかかわらず、当該課税仕入れに係る支払対価の額及び当該課税貨物に係る税込引取価額の合計額に小売等軽減売上割合（第1号に掲げる金額のうち第2号に掲げる金額の占める割合をいう。次項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込課税仕入れ等の金額」という。）に108分の6.24を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額に110分の7.8を乗じて計算した金額との合計額を、当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額（同条第1項の規定により控除する同項に規定する課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額をいう。第3項及び附則第42条において同じ。）の合計額とすることができる。ただし、前条第2項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

- 一 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額
- 二 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る29年輕減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額

2～4 省 略

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者以外の事業者に対する経過措置)

第42条 29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間【注：附則第41条に規定する適用対象期間】中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、消費税法第30条第1項の規定にかかわらず、当該課税仕入れに係る支払対価の額及び当該課税貨物に係る税込引取価額の合計額に小売等軽減売上割合（第1号に掲げる金額のうち第2号に掲げる金額の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込課税仕入れ等の金額」という。）に108分の6.24を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額に110分の7.8を乗じて計算した

金額との合計額を、当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額の合計額とすることができる。ただし、前条第2項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

- 一 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額
- 二 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る29年輕減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額

2～4 省 略

【簡易課税制度の事後選択・準用】

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置)

第40条 その基準期間における課税売上高が5千万円以下である課税期間（28年新消費税法第37条第1項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除き、29年適用日から29年適用日以後1年を経過する日までの日の属する課税期間に限る。次項及び第3項において「適用対象期間」という。）中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者が、当該課税期間につき同条第1項の規定【注：簡易課税制度】の適用を受ける旨を記載した届出書を当該課税期間の末日までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

2～4 省 略

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する経過措置)

第43条 適用対象期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者は、附則第41条第2項又は前条第1項の規定の適用を受ける場合を除き、当該適用対象期間における消費税法第32条第1項第1号に規定する仕入れに係る消費税額の計算については、28年新消費税法第37条（第5項から第8項までを除く。）の規定を準用することができる。この場合において、同条第1項各号列記以外の部分中「その基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）が5千万円以下である課税期間（第12条第1項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課税期間（以下この項及び次条第1項において「分割等に係る課税期間」という。）を除く。）についてこの項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号。第3項において「28年改正法」という。）附則第43条第1項に規定する適用対象期間について同項」と、「提出した場合」とあるのは「当該適用対象期間の末日までに提出した場合」と、「届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が5千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。）に」とあり、及び「課税期間に」とあるのは「適用対象期間に」と、同項各号中「課税期間」とあるのは「適用対象期間」

と、同条第3項第1号中「者である場合」とあるのは「場合（28年改正法附則第43条第1項の規定の適用を受けようとする同項の適用対象期間中に第9条第7項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等を行つたことにより、同項の規定の適用を受ける場合を除く。）」と、「初日の前日」とあるのは「末日」と、同項第2号中「規定する場合」とあるのは「規定する場合（28年改正法附則第43条第1項の規定の適用を受けようとする同項の適用対象期間中に第12条の2第2項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合を除く。）」と、「初日の前日」とあるのは「末日」と、同項第3号中「規定する場合」とあるのは「規定する場合（28年改正法附則第43条第1項の規定の適用を受けようとする同項の適用対象期間中に第12条の4第1項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行つた場合を除く。）」と、「初日の前日」とあるのは「末日」と読み替えるものとする。

2～5 省 略

税額計算の方法及び特例の施行スケジュール

		平29.4 (導入)	平33.4	平36.4	平39.4
		【現行制度】	【区分記載請求書等保存方式】 (平成29年4月～)	【適格請求書等保存方式】 (平成33年4月～)	
税額計算の方法	税込価格からの割戻し計算	現行どおり	現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書の税額の積上げ計算 取引総額からの割戻し計算 } のいずれかの方法によることができる (注3)	
請求書等の発行義務	請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	現行どおり	現行どおり	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可	
仕入税額控除の要件	請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	現行どおり	現行どおり	適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可	
	せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可		買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可	免税事業者からの仕入税額控除の特例 (80%控除) (50%控除)	
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可				
税額計算の特例	売上税額の計算の特例		軽減税率対象売上のみなし計算 (4年間) (注1)		
	仕入税額の計算の特例		軽減税率対象仕入のみなし計算 (1年間)		
		簡易課税	現行どおり	見直し	
			簡易課税の事後選択 (1年間) (注2)		
検証		検証	検証		

(注1) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置。

(注2) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置として、簡易課税の準用及び事後選択が可能。

(注3) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」。

軽減税率制度の円滑な導入・運用のための検証、取組み
(所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）（抄））

附 則

（消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置）

第 1 7 1 条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後 3 年以内を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

安定的な恒久財源の確保

(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)(抄))

附 則

(消費税の軽減税率制度の導入に当たっての必要な措置)

第170条 政府は、消費税(地方消費税を含む。以下この条及び次条において同じ。)の軽減税率制度の導入に当たり、平成27年6月30日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針2015(第2号において「基本方針2015」という。)に記載された財政健全化目標(同号において単に「財政健全化目標」という。)を堅持するとともに、社会保障制度改革推進法(平成24年法律第64号)第2条、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第1条及び持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)第28条に示された社会保障の安定財源の確保の在り方に係る基本的な考え方にのっとり、安定的な恒久財源を確保するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること。
- 二 財政健全化目標との関係及び基本方針2015に記載された平成30年度(2018年度)の経済・財政再生計画の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革及び社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。